

表3 平成26年6月19日参院にて可決された法案 「アレルギー対策基本法案」の骨子

- ・アレルギーを減らすよう国の責任で基本方針を作る。
- ・政府は必要な法整備や指針の策定、費用を確保する。
- ・専門的な医療を提供できる医療機関を整備する。
- ・給食による食物アレルギーを防ぐため、教職員らに研修の機会を作る。
- ・アレルギーに詳しい医師・保健師の確保、(管理)栄養士、調理師の育成、正しい知識教育の普及を推進する。
- ・アレルギー疾患の解明・予防・診断・治療の研究促進、重症化予防・軽減のための疫学的研究の促進施策。
- ・自治体は地域の特性に応じた対策を実施する。